

間税会ニュース

令和8年5月15日
No. 76

 福岡国税局
間税会連合会

〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16番11号 上田正浩税理士事務所内 TEL 092(885)8326
FAX 092(400)2831

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：平戸市（平戸間税会）

（右上）【平戸城】

平戸城は、別名亀岡城と呼ばれ、平戸瀬戸に突出した平山城である。第29代天祥鎮信は、平戸古城の再築（日の岳城を1599年築城、1613年焼く）を図り、山鹿素行とともに設計を行い、1704年30代雄香棟が着工、1718年（享保3）31代松英篤信の時亀岡城として落成した。山鹿流による築城は他には聞かれない。現在の城は1962年（昭和37）復元（天守閣三層五階建）され、その後櫓も随時整備された。天守閣からの眺めはすばらしい。

（左上）【寺院と教会が見える風景】

平戸ザビエル記念教会と光明寺、瑞雲寺が交差して見える、平戸を代表する風景。平戸港を一望する勝尾岳では、カトリック教会の尖鋭な屋根と十字架、そして寺院の屋根瓦がひとつの風景となり、日本と西洋の文化を感じさせる平戸を代表する景観のひとつとなっている。

（左下）【平戸オランダ商館】

平戸港一帯は、1609年（慶長14）和蘭船が入港し、1641年（寛永18）長崎出島に移転するまでの約33年間、平戸が我が国唯一のオランダ貿易港として賑わった。商館は当初、土蔵付き民家を借りてスタートしたが、その後周囲の民家を壊して、新たに建築。本館をはじめ、宿泊所、調理場などが整備されていった。貿易の積荷を保管する倉庫も何棟も建築され、1639年には日本ではじめての西洋の石造建造物とされる「1639年築造倉庫」が完成。1641年、幕府の命により商館は取り壊され貿易は長崎出島に移転した。2011年9月20日にオープンした「平戸オランダ商館」はこの倉庫を忠実に復元した貴重な建物である。中には当時の貿易に関する史料や貿易品などを展示している。

（右下）【平戸大橋】

1977年4月4日に有料道路として開通した平戸島と田平町を結ぶ朱塗りの吊り橋。（歩行者天国としては3月27日に開通）4年の歳月と、56億円をかけて架けられた。橋は全長665m、トラス吊橋構造で主塔間465.4m、幅10.7m、海面上30mに吊られている。大橋の下には公園があり、洋風庭園や遊具広場が整備されている。平戸大橋をバックに写真を撮るには最高の場所でもあるため、休日の利用者は多い。

（目次）

●活動報告・新着情報……………	2	●税情報……………	8
●福岡国税局間税会連合会		●「税の標語」募集……………	15
青年部 事業報告……………	3	「税の標語」応募用紙……………	16
●広告……………	4		



活動報告

※写真等同一内容が「福岡間連ホームページ」にも掲載されています。

令和7年度 第3回 常任理事会 開催

主催者等：福岡国税局間税会連合会／開催日：令和8年2月10日(火)
場所：TKP ガーデンシティ博多新幹線口

福岡国税局間税会連合会（河野武司会長）は2月10日(火)福岡市のTKP ガーデンシティ博多駅新幹線口で令和7年度3回目の常任理事会を開催した。

ご来賓として福岡国税局の山口直茂消費税課長並びに濱田恵理総務係長がご出席された。

会長のあいさつ、山口消費税課長のあいさつに続いて全国間税会会議の結果について専務理事から説明がなされた。

その後議事に入り

1 令和8年度の事業計画等

- (1) 全間連・福岡間連行事予定
- (2) 「消費税等に関するアンケート調査」の積極的な実施
- (3) 令和7年度仮決算及び令和8年度収支予算等

2 令和8年度分会費等

について審議され、すべての協議事項について承認された。

なお、組織の拡大・強化策として昨年の「ブロック間税会連絡協議会」で要望があり、河野会長が作成した「QRコード入会システム」シールが出席者全員に配付された。

また、「税制及び執行並びに歳出に関する提言活動」の「給付付き税額控除制度」について上田専務から簡単な主旨説明がなされた。



※福岡間連事務局から会員皆様へのお願い

ご入会はこちらから▼

令和5年12月からパソコン及び携帯電話から福岡国税局間税会連合会のホームページで「Web入会」でき、「入会希望間税会」欄をスクロールすることで全ての間税会に加入できます。会員加入勧奨の際、ご活用いただきますようお願い申し上げます。



常任理事会ご出席者

No.	所属等	役職	氏名
1	国 税 局	消費税課長	山 口 直 茂 様
2		総務係長	濱 田 恵 理 様
3	博 多 間 税 会	会 長	河 野 武 司 様
4	小 倉 間 税 会	副 会 長	大 久 保 昌 逸 様
5	博 多 間 税 会	副 会 長	安 恒 寿 人 様
6	福 岡 間 税 会	副 会 長	新 井 洋 子 様
7	長 崎 間 税 会	副 会 長	鈴 木 茂 之 様
8	西 福 岡 間 税 会	副 会 長	橋 本 千 代 次 様
9	佐 賀 間 税 会	副 会 長	福 岡 桂 様
10	筑 紫 間 税 会	副 会 長	田 代 雅 人 様
11	武 雄 間 税 会	副 会 長	白 川 幸 一 郎 様
12	門 司 間 税 会	常 任 理 事	前 川 善 一 様
13	若 松 間 税 会	常 任 理 事	白 石 信 和 様
14	八 幡 間 税 会	常 任 理 事	加 來 典 晴 様
15	博 多 間 税 会	常 任 理 事	富 田 直 良 様
16	西 福 岡 間 税 会	常 任 理 事	入 里 健 二 様
17	直 方 間 税 会	常 任 理 事	横 溝 淳 弥 様
18	飯 塚 間 税 会	常 任 理 事	高 田 和 彦 様
19	甘 木 朝 倉 間 税 会	常 任 理 事	矢 野 清 博 様
20	八 女 間 税 会	常 任 理 事	矢 加 部 尚 武 様
21	行 橋 間 税 会	常 任 理 事	林 元 治 様
22	唐 津 間 税 会	常 任 理 事	福 井 浩 二 郎 様
23	伊 万 里 間 税 会	常 任 理 事	山 崎 耕 造 様
24	佐 世 保 間 税 会	常 任 理 事	加 納 洋 二 郎 様
25	諫 早 間 税 会	常 任 理 事	瀬 頭 信 介 様
26	平 戸 間 税 会	常 任 理 事	福 田 詮 様
27	壱 岐 間 税 会	常 任 理 事	石 橋 福 太 郎 様
28	対 馬 間 税 会	常 任 理 事	渡 邊 昭 二 様
29	大 川 間 税 会	代 理	中 田 景 三 様
30	西 福 岡 間 税 会	監 事	満 生 順 子 様
31	博 多 間 税 会	専 務 理 事	上 田 正 浩 様

新着情報

福岡県キャッシュレス納付推進宣言式開催

主催者等：ふくおかキャッシュレス納付推進プロジェクト
開催日：令和8年2月10日(火)

福岡国税局間税会連合会（河野武司会長）の福岡県下間税会（門司・若松・小倉・八幡・博多・香椎・福岡・西福岡・大牟田・久留米・直方・飯塚・田川・甘木朝倉・八女・大川・行橋・筑紫の18間税会）は社会全体のデジタル化を進め、①国民生活の利便性②官民の業務効率化を更に向上させることを目的とした「福岡県キャッシュレス納付推進宣言」を福岡国税局・福岡県内の地方公共団体や金融機関・民間団体等とともに実施しました。

間税会としては税務行政の円滑な運営への協力を行うため、キャッシュレス納付の推進を機会あるごとに周知してきましたが、会員の皆様方におかれましては更なるご協力をお願いします。

福岡県キャッシュレス納付推進宣言 - 納税をもっとラクにスマートに -

社会全体のデジタル化は、県民生活の利便性を向上させ、官民の業務の効率化や生産性の向上に資するものであり、その推進は、私たちにとって共通の課題です。

福岡県内において、国・地方公共団体・金融機関・民間団体が連携の上、県民・事業者の皆様への利便性向上を図るため、「移動時間」も「待ち時間」もかからないキャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデジタル化の促進及び社会的コスト削減の実現を目指します。

私たちは、こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及・利用促進に向け、共同して推進することを宣言します。

令和8年2月10日

※式典出席団体

福岡国税局、博多税務署、福岡税務署、福岡県、北九州市、福岡市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡財務支局、日本銀行福岡支店、福岡銀行、西日本シティ銀行、九州北部税理士会、九州北部税理士会福岡県支部連合会、福岡県商工会議連合会、福岡県商工会連合会、福岡県青色申告会連合会、福岡県法人会連合会、福岡県酒造組合、九州北部卸酒販組合、福岡県小売酒販組合連合会、福岡県納税貯蓄組合連合会（福岡県下間税会）



前方左から6番目 小澤 福岡国税局長
後方左から3番目 河野 福岡間連会長
福岡県キャッシュレス納付推進宣言式ご出席の皆様

活動報告

九州北部税理士会に協力依頼

主催者等：九州北部税理士会 第5回理事会・第6回支部長会 合同会議
開催日：令和8年3月30日(月)13時10分～13時20分

福岡国税局間税会連合会（以下「福局間連」）の河野武司会長は九州北部税理士会会長 丸山二也会長のお声掛けで九州北部税理士会が主催する理事会・支部長会合同会議に出席し「税理士ご本人並びに関与先の『福岡国税局管内間税会』へのご入会」をお願いした。

「税理士先生方が福局間連へ入会し、会員相互の情報交換・交流の場へ参加いただけることは、会員の税務知識の普及において極めて重要で、地域事業者との信頼関係構築にも役立つ」旨を説明し、未加入の方は、次のQRコードを読み取りWEBページからのご入会手続きをお願いした。

会議出席者は100人弱の税理士の先生方で、4名の先生方の当日ご入会があった。丸山二也会長をはじめ、税理士の先生方大変ありがとうございました。

なお 当日の説明資料は福局間連ホームページに掲載しておりますので、参考としていただき、各単位会においても、「税」に対していちばん身近な存在である税理士先生への加入勧奨を宜しくお願い申し上げます（*^^*）



福岡国税局間税会連合会 会長 河野 武司氏 旭日小綬章受章祝賀会

主催者等：福岡国税局間税会連合会
開催日：令和8年4月9日(木)

令和8年4月9日(木)、福岡市博多区のホテル日航福岡「都久志の間」にて福岡国税局間税会連合会会長 河野武司氏（71）の旭日小綬章受章を祝う「叙勲祝賀パーティ」が盛大に開催された。会場には税務関係民間団体の会長、福岡・佐賀・長崎県の各間税会会長、出身母体である博多間税会役員、家族など約120名が集まり長年の功績を称えた。

【式典】

午後6時、国歌斉唱の後に河野武司氏・玲子様ご夫妻が登場し、司会者の開会宣言とともに、会場は温かな拍手に包まれた。

まず、発起人（福岡国税局間税会連合会（以下「福局間連」）副会長・専務理事）10名が紹介され、発起人代表である安恒寿人氏（博多間税会会長）が登場し「河野会長は長年にわたり間税会活動に尽力され、その誠実な姿勢は私たちの誇りです」と祝辞を述べた。続いて、来賓として博多税務署長 東谷光則様、全国間税会総連合会副会長 関口雅章様からも祝福の言葉が贈られ、また、福岡国税局長 小澤研也様をはじめとした多数の祝電が披露、福局間連を代表して新井副会長と藤田女性部長からの花束贈呈もあり、河野氏の功績が改めて紹介された。

河野武司氏は玲子夫人を横に壇上にて、敬意と感謝を込めて多くの出席者の方々のお名前をお呼びしながら丁寧な謝辞が述べられた。

【祝宴】

高名な「観世流 能楽師 今村嘉太郎氏」の狂言と能が披露され、続いてご来賓と河野夫妻を含めた15人による「鏡開き」、博多法人会会長 印正哉様の「枥酒」による乾杯の発声とともに祝宴が始まり、各テーブルで河野ご夫妻を中心に写真を撮るなど和やかな雰囲気のもと「オマール海老と帆立のシトロネキャビア添え春野菜のプリムール」などの料理を心ゆくまで堪能した。

午後9時、博多間税会役員の方々による「祝目出度」と「手一本」で締められ、河野武司氏・玲子様ご夫妻、ご子息、発起人によるお見送りで式は幕を閉じたが出席者の多くが「心温まる会だった」と口を揃えた。



福岡国税局間税会連合会 青年部 令和7年度事業報告

主催者等：福岡国税局間税会連合会 青年部
開催日：令和8年4月23日(木) / 場所：ジブラルタ生命保険 株式会社

富田直良福局間連青年部長から青年部の令和7年度に係る事業報告がなされたのでご紹介します。

令和7年度事業報告（自 令和7年4月1日～至 令和8年3月31日）

①福岡国税局間税会連合会青年部

開催日	事業等	内容	場所
令和7年4月8日	会計監査	令和6年度事業報告・決算について	福岡市西区愛宕浜 447-1（あみ屋）
令和7年4月24日	第1回役員会議	第31回青年部通常総会/役員研修会 in 佐賀について	福岡市中央区長浜 1-1-35（ジブラルタ生命保険㈱）
令和7年4月24日	意見交換会	今後の活動について活発に議論した	福岡市中央区今泉 1-22-18号（和牛めんたい神楽天神店）
令和7年6月5日	通常総会	第32回青年部通常総会	福岡市博多区博多駅中央街 4-23（オリエンタルホテル福岡）
令和7年7月2日	研修会	役員研修会 in 佐賀	佐賀市諸富町大字山鏡 266-1（レグナテック（株））
令和7年9月22日	第2回役員会議	青年部研修会 in 小倉について	福岡市中央区長浜 1-1-35（ジブラルタ生命保険㈱）
令和7年9月22日	意見交換会	今後の活動について活発に議論した	福岡市中央区長浜 2丁目3-42（大漁奉市）
令和7年10月23日	第3回役員会議	青年部研修会 in 小倉について	福岡市中央区長浜 1-1-35（ジブラルタ生命保険㈱）
令和7年10月23日	意見交換会	今後の活動について活発に議論した	福岡市博多区中洲 5-4-6（幸陽丸）
令和7年11月7日	研修会	青年部研修会 in 小倉	北九州市小倉北区浅野 1-1-1（JR九州ステーションホテル小倉）

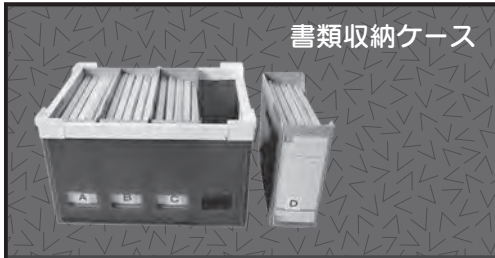


②福岡国税局間税会連合会

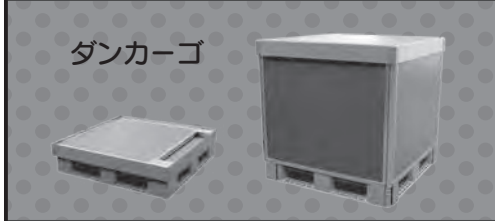
開催日	事業等	内容	場所
令和7年5月7日	常任理事会	通常総会について	福岡市博多区博多駅中央街 5-14（TKPガーデンシティ博多新幹線口）
令和7年6月5日	通常総会	講演講師のアテンド及び懇親会の司会など	福岡市博多区博多駅中央街 4-23（オリエンタルホテル福岡）
令和7年8月7日	常任理事会	全間連会議報告について他	福岡市博多区博多駅東 2-7-27（八山園）
令和8年2月10日	常任理事会	全間連会議報告について他	福岡市博多区博多駅中央街 5-14（TKPガーデンシティ博多新幹線口）

③全国間税会総連合会青年部

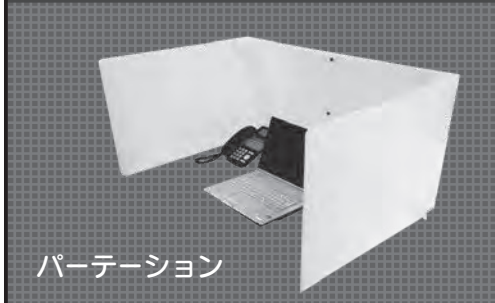
開催日	事業等	内容	場所
令和7年6月6日	役員会	第47回青年部通常総会について	東京都千代田区六番町 15（主婦会館プラザエフ）
令和7年9月17日	通常総会	第47回青年部通常総会	愛知県名古屋市中区金山町 1-1-1（ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋）



書類収納ケース



ダンカーゴ

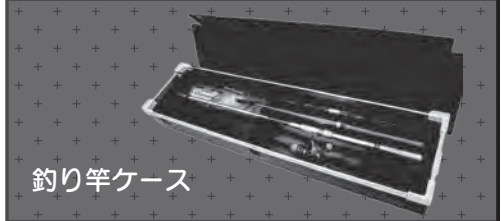


パーテーション

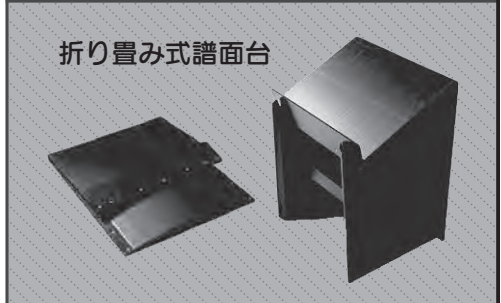
プラダンであなたの
仕事や生活を便利に。



宣伝用パネル



釣り竿ケース



折り畳み式譜面台

包装から始まる総合商社
河野産業株式会社

〒812-0064 福岡市東区松田1丁目12-41
TEL 092-611-5647 FAX 092-622-7339
<https://www.kawano-ind.co.jp>



私らしく
働く。

人材紹介・人材派遣

ENTRYGROUP

<https://www.entryservice.co.jp>



HP



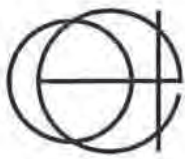
instagram

税理士法人 北九州総合会計

代表税理士 大久保 昌逸
税理士 青山 洋平
税理士 弘谷 一浩
税理士 武内 秀夫

税理士 大久保 倫子
税理士 仲村 修平
税理士 林田 絃明

〒802-0066 北九州市小倉北区萩崎町10-15
TEL : 093 (932) 7750 FAX : 093 (932) 7751



ETO
since 1920

木のぬくもりを、人へ、未来へ

URL-<https://www.eto-web.com>

株式会社エトウ

福岡県大川市鐘ヶ江227-2

代表取締役 山崎 彩

tel:0944-87-5888



税理士法人城南

本部事務所 福岡市城南区東油山6丁目2-30
〒814-0155 TEL 092-863-6780 FAX 092-863-4307
博多事務所 福岡市博多区博多駅東2丁目17-5 ARKビル413号
〒812-0013 TEL 092-433-0500 FAX 092-433-0510

相続対策

**コンサルティング
記帳、申告、税務相談**



Fujii Denko

未来をもっと明るく

株式会社 藤井電工

代表取締役 藤井 貴宏

〒840-0008 佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島453-3
TEL 0952-24-6616 FAX 0952-24-6695
<http://www.fujii-denkou.co.jp>



〒812-0012
福岡市博多区博多中央街8番1号
JRJP博多ビル 3F
tel. 092-441-0012 fax. 092-473-1448
代表社員税理士
藤田ひろみ



西部産業株式会社

代表取締役 相良 圭一郎

本社 長崎県佐世保市浜田町 1番1号
TEL 0956(22)8181 FAX 0956(22)3822

オフィス文化を創造する!!
OA機器・オフィス用品の総合商社
KAKU 株式会社 加来文機

代表取締役 加来真洋

〒805-0007 北九州市八幡東区白川町4番2号
TEL 661-0222 FAX 671-3208
URL: <https://kaku-bunki.jp>
E-mail: kaku@kakubunki.co.jp



株式会社ワシダ

代表取締役 岡橋 正之



ワシダは
これからも
歩み続けます。



ワシダのHPは
こちらから↑



<https://www.fukuokahibiki.co.jp/>

© 2026 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664288



各種高圧ガス販売
株式会社 ソノダ

代表取締役 園田昌徳

〒807-0072 北九州市八幡西区上上津役2丁目19番16号
TEL (093) 612-2612
FAX (093) 613-5692
携 帯 090-2646-1171
E-mail: m-sonoda@sonoda-gas.com
<http://www.sonoda-gas.com>

能丸・松原 税理士法人

代表税理士 **能丸 政孝**

〒805-0061 北九州市八幡東区西本町4丁目14番14号
TEL 093-662-1331 FAX 093-662-1346
MAIL noumaru-m@tkcnf.or.jp



株式会社 志道工務店
総合建設業 一級建築士事務所

代表取締役社長
藤井 武樹 FUJII TAKEKI

■本 社 〒805-0032 北九州市八幡東区松尾町22-10
TEL 093-651-4165(代) FAX 093-651-4166
■構内事務所 日本製鉄株式会社構内 TEL 093-872-5221
■水巻支店 〒807-0001 遠賀郡水巻町猪熊8丁目13-50
TEL 093-202-8867
E-mail: t-fujii@shiji.co.jp



TAIKO
refractories CO.,LTD.
大光炉材株式会社

SYUEIS/A
ビジネスパートナー

秀英社印刷株式会社
デザイン／販促用ポスターDM／印刷メーリング
〒818-0052 福岡県筑紫野市武蔵3丁目2-6

販売（建材・木材・プレカット材等）
建設業（内装仕上げ・建具・ガラス工事等）

明日をつくる
フクイM&C株式会社
代表取締役 福井 浩二郎

〒847-0081 佐賀県唐津市和多田南先石 1-29
TEL：0955-73-2111 Fax：0955-75-3666




Hi 平安閣
HEIANKAKU GROUP
www.nagasaki-heiankaku.jp

HAPPY FOOD STORE
エルナ
Nakamura

NKNO 自動車・船舶・発電機 等の
『燃料噴射機器』を整備する会社

中島ノズル株式会社

ISO9001：2015 ISO14001：2015 認証取得
〒857-1162 佐世保市御本町250-1
TEL：0956-31-2246 FAX：0956-33-4779
<https://nakajima-nozzle.com>

 消費税が日本の未来を創る
上田正浩 税理士事務所
税理士 上田正浩

〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16-11
携帯 090(7467)7945
電話 092(885)8326 FAX 092(400)2831
E-mail: tulip-s-7175@gol.com

ご協賛いただき誠にありがとうございます。
心より感謝申し上げます。

消費 税

国税庁
(令和8年4月)

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2つのポイント

- 1 2割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に
- 2 8割控除は7・5・3割控除に

1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 (3割特例)

◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとされました。(3割特例)

- ※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。
- ※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。
- ※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可		

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

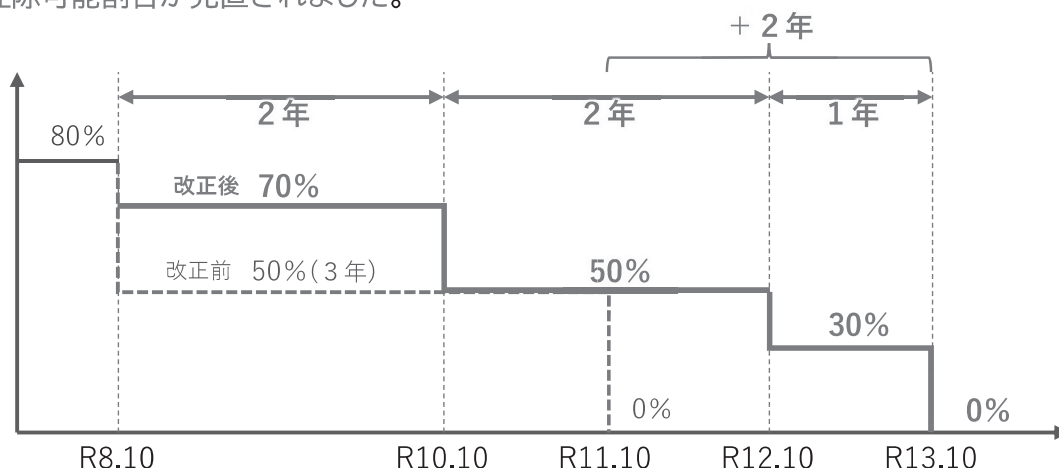
令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

2

適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の改正(7・5・3割控除)

◆ 控除可能割合等の見直し(7・5・3割控除)

免税事業者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。



◆ 控除限度額の見直し

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で1億円(改正前:10億円)を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用を認めないこととされました。

※ 控除限度額の見直しは、令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

◆ その他の改正

◆ 特定金属くず特例の創設

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(金属盗対策法)に規定する特定金属くずについて、古物商特例や再生資源等特例の対象から除いた上で、同法上の特定金属くず買受業の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産(消耗品を除く)として買い受ける特定金属くずについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める特例の対象に加えることとされました。

※ 上記の改正は、金属盗対策法の施行の日から起算して3月を経過する日の翌日以後に行う課税仕入れについて適用されます。

制度の詳細は、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください



インボイス 特設サイト



ご留意いただきたい事項（続き）

- 税務行政のデジタル化における手続見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っていません。
申告書等を提出の際は、正本（提出用）のみ提出（送付）していただきますようお願いいたします。
また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。
- 申告書等をホチキスで止めたり、添付書類を重ねて糊付けしないようお願いします。
- 納税証明書の交付、面接による相談（※）などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「納税証明請求書在中」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
- 電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っていませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

※ 面接による相談は、所轄税務署へ電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております。



e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※ e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



印刷・郵送代



添付書類



※一部の書類は除きます
(提出が必要な書類はイメージデータ (PDF) による提出をお願いします)

確定申告期間の利用可能時間



※メンテナンス時間を除きます

還付金



3週間程度で還付！※

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

※ 訂正申告や書類不備、書面による別送書類の提出がある場合には、3週間程度での還付処理の対象外となります

個人の申告は

ご自宅で
パソコン・スマホ から！

詳しくは
こちら



法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくは
こちら



国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくは
こちら



事業者の皆さまへ

令和9年1月から

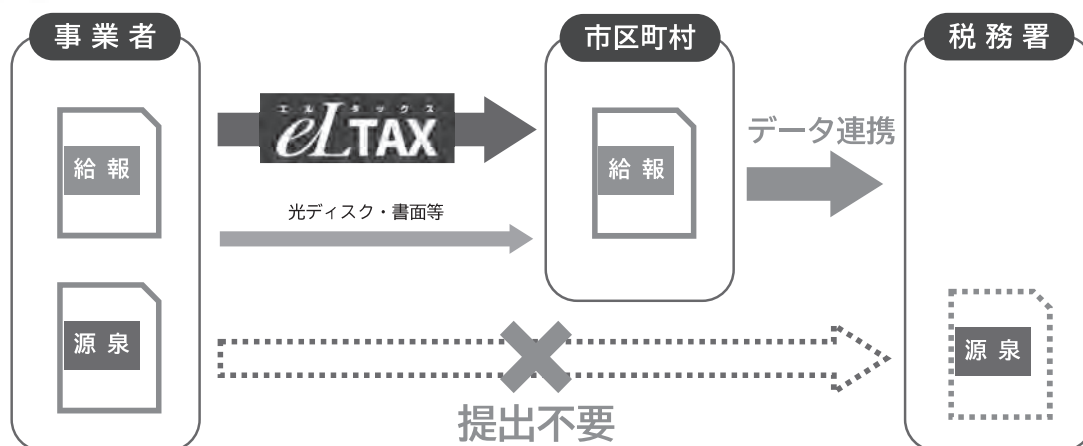
源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
🔦 **源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！**



給与支払報告書の提出は **eLTAX** で、業務負担を大幅軽減！



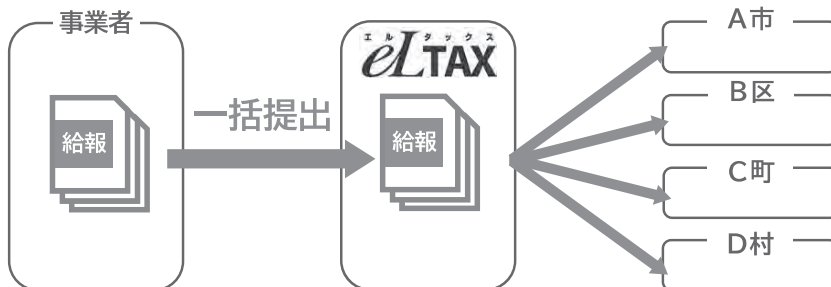
提出先が多すぎて、手間もコストもかかって大変です・・・！



どうしたらもっと効率的に提出できますか・・・？



を使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！



すでに
約70%が
eLTAXを
利用して提出!!



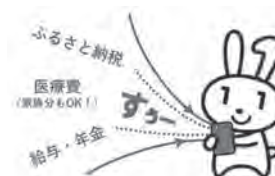
まだまだあります！ eLTAX で提出するメリット！

✓ **個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！**
 従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

✓ **従業員の確定申告がさらに便利に！**

令和9年1月以降、給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
 マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
 入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降 eLTAX が便利になります

- ✓ サービス提供時間の拡大 24時間365日電子申告・電子納付等ができます！※ ※メンテナンス時間を除く
- ✓ GビズIDログイン機能の実装 eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、以後はGビズIDでログインできます！

Q & A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」ものとして、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。

※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。

A これまでは、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A eLTAX で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

「GI（ジーアイ）福岡」

～福岡県の日本酒が酒類の地理的表示（GI）に指定されました～



GI
FUKUOKA
Geographical Indication

「GI 福岡とは」

～馥郁（ふくいく）たる香りを持ち、旨味に富み余韻がきれいな酒～

福岡県産の清酒は、2025年10月1日に国税庁より地理的表示（GI）に指定されました。福岡の清酒は総じて、馥郁（ふくいく）たる香りを持ち、旨味に富み余韻がきれいな酒です。甘辛く旨味の多い福岡の料理に寄り添うように進化してきたため、福岡の郷土料理の味を邪魔する事なく、むしろ、食と一体となってバランスよく味わいを形成しています。

GI制度やGI福岡
についての情報はこちら



国税庁 HP
（GI制度）



福岡県酒造組合 HP
（GI福岡）

「税の標語」 募集!!

- ・福岡国税局間税会連合会
- ・傘下 各間税会

令和8年の「税の標語」を募集します

8 1 9 0 0 4 6
福岡市西区西の丘2丁目16番11号 上田正浩税理士事務所内 福岡国税局間税会連合会事務局 御中
「税の標語」
①あたたかい 社会を作る 消費税
②税金を 納める義務と 知る権利
住所 氏名 電話番号 (〇〇間税会)

内容

税（消費税に限定しません。）に関するものでしたら、形式、内容は自由です。（形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由で、短歌調のように長くなっても差し支えありません。）
ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じか著しく類似しているものは、入賞作品として採用されません。

応募要領

○対象者… 間税会員、非会員を問いません。

○応募方法… 16ページの応募用紙を切り取り、「FAX」・「メール」・「郵便」により、住所、氏名、所属団体名（会員の方）、連絡先電話番号を明記して応募して下さい。なお、応募は、**福岡国税局間税会連合会**にお願いします。おって、「郵便」及び「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

※「税の標語」の募集は、国税庁及び一般財団法人 大蔵財務協会の後援を受けています。

○応募期限… 令和8年9月10日（木）まで

応募先

○福岡国税局間税会連合会

F A X (092) 400-2831

メール info@fukuoka-kanzeiren.jp

住所 〒819-0046 福岡市西区西の丘2丁目16番11号

上田正浩税理士事務所内

応募者の地元の間税会へ応募する場合の「FAX番号」及び「住所」は福岡国税局間税会のホームページに掲載

URL <http://www.fukuoka-kanzeiren.jp/>

入賞作品

最優秀作品、優秀作品、佳作作品などの入賞作品については、入賞者に賞状と記念品を贈呈します。

「税の標語」の活用…応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動に利用する場合があります。その場合には、氏名、住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、その点をご理解の上応募して下さい。

「税の標語」応募用紙

(1) _____

(2) _____

(3) _____

住 所	〒	
名 称		
氏 名		
電話番号		
	間税会 会員の方	_____ 間税会

○お手数ですが、この応募用紙を福岡国税局間税会連合会に FAX・メール又は郵送してください。

応募先	F A X (092) 400-2831 メール info@fukuoka-kanzeiren.jp 住 所 〒819-0046 福岡市西区西の丘 2 丁目 16 番 11 号 上田正浩税理士事務所内
-----	--